

市民の皆さん、日本赤十字社はより、新らしい日本赤十字社として再発足をいたしました。日本赤十字社はこゝに特殊法人として法的根拠が与えられ、天災地変のため非常災害時には、国連機関として被災者の人命救助にあたるほか色々な事業をすることになりました。このため、日本赤十字社はこの重要な使命と責務とにかくに従事する看護婦の他の救護要員を常に養成し、社会生活の福祉のため不慮の災害が発生しても、救護要員を中心とすることのできる態勢を整え、社会生活の福祉その他広くにわたる赤十字社の事業を通じて国民生活の安定と人類苦痛軽減の面に一層積極的な活動を展開して行くことになりました。

日本赤十字社は国際赤十字加盟七十一ヶ国の国民とともに政治、宗教、民族の区別なく博愛、奉仕、親善の事業を通じて世界平和に貢献せんとするものであります。これがためには皆さん方の赤十字に対する深い理解と協力がなければなりません。

大分市地図の機構
大分市では赤十字事業への協力機構として大分市長を地区長として各校区に分区長、協賛委員をお願いして一千八年度社員増強並に募金運動を行つて居ります。

市民の皆さんは是非共明るい社会の建設の為に本運動に御協力下さいますようお願いします。



衛生課 荘栄士 嶽 弘 子

五月の声
を聞くと曰
光も強烈に
オ溢の乳児、二〇名、幼兒六〇
才満の乳児、二〇名、幼兒六〇
度衛生課に
はりましま
た栄養士で
がります。今
度衛生課に
ひよいように
又机、腰掛か
ら色彩に至る
まゝ工夫、創
意をこらし県
下第一・西九州
第一と県から
激賞された程
で、上野、滝
尾地区的勤労
家庭の児童の
福祉に貢献す
ることありま
しょ。

（社会課）

市民税の算出法

昭和二十八年度の市民税について解説します。

個人の納める市民税は均等割

と所得割に分れこの二つを合計した額が皆さんのお支払い額です。

個人の均等割額

個人の均等割は一人五百円ですが次の場合は均等割が軽減されます。

A均等割を納める義務がある扶養親族を二人以上持つ者及びその扶養親族一人につき一七〇円を各五〇〇円から差引き個人の均等割額

B企業専従者は五〇〇円から一七〇円を控除されます。

C個人の所得割額

個人の所得割額は前年中の総所得金額(事業所得者は総収入から必要経費を差引いた額、給与所得者は支給額から一五%の金額、その金額が三万円を超える場合は三万円にどめて控除した金額(課税所得金額)に次の税率をかけた金額です)

課税所得金額五万円迄、五%九万円迄六、〇%一万円迄五、〇%一万円迄六、〇%二万円迄七、〇%二万円迄八、〇%三万円迄九、〇%三万円超一〇、〇%二万円超一〇、〇%三万円超一〇、〇%四万円迄五、〇%五万円迄五、〇%六万円迄六、〇%七万円迄七、〇%八万円迄八、〇%九万円迄六、〇%

田舎の納める市民税の額

市民税がかけられるもの	税額の出し方	納期
①市内に住所を有し前年中に所得があつた者	均等割(500円)+所得割三税額	(10月)16日(8月)月末(翌1月)のみの者
②市内に事務所事業所又は家屋敷を有する個人で市外に住所を有する者	均等割(500円)	(10月)16日(8月)月末(翌1月)のみの者
③市内に事務所又は事業所を有する法人	均等割(2,500円)+法人税割三税額(法人税×0.15)	(10月)16日(8月)月末(翌1月)のみの者
④市内に事務所又は事業所を有する法人で代表者は又は財團法人の定めのあるもの	均等割(2,500円)	(10月)16日(8月)月末(翌1月)のみの者

市民税早わかり表	得金額十万円迄のもの扶養親族一人につき六百円	扶養親族三人を有し課税総所得金額十万円迄のもの扶養親族一人につき八百円
扶養親族五人以上一人につき	五百円	五百円
扶養親族四人を有し課税総所得金額四十万円迄のもの扶養親族一人につき八百円	四百円	四百円
扶養親族三人を有し課税総所得金額二十万円迄のもの扶養親族一人につき六百円	三百円	三百円
扶養親族二人を有し課税総所得金額十万円迄のもの扶養親族一人につき四百円	二百円	二百円
扶養親族一人を有し課税総所得金額五万円迄のもの扶養親族一人につき二百円	一百円	一百円
扶養親族一人を有し課税総所得金額三十万円迄のもの扶養親族一人につき五百円	二百五十円	二百五十円
扶養親族一人を有し課税総所得金額四十万円迄のもの扶養親族一人につき五百円	三百円	三百円

は別紙(市民税早わかり表)の通り

次の場合はさらに控除されます

①扶養親族一人を有し課税総所得金額十万円迄のもの扶養親族一人につき八百円

②扶養親族五人以上一人につき五百円

③扶養親族四人を有し課税総所得金額四十万円迄のもの扶養親族一人につき八百円

④扶養親族三人を有し課税総所得金額二十万円迄のもの扶養親族一人につき六百円

⑤扶養親族二人を有し課税総所得金額十万円迄のもの扶養親族一人につき四百円

⑥扶養親族一人を有し課税総所得金額五万円迄のもの扶養親族一人につき二百円

扶養親族一人につき七百円

得金額四十万円迄のもの扶養親族一人につき八百円

扶養親族五人以上一人につき五百円

扶養親族四人を有し課税総所得金額四十万円迄のもの扶養親族一人につき八百円

扶養親族三人を有し課税総所得金額二十万円迄のもの扶養親族一人につき六百円

扶養親族二人を有し課税総所得金額十万円迄のもの扶養親族一人につき四百円

扶養親族一人を有し課税総所得金額五万円迄のもの扶養親族一人につき二百円

扶養親族一人につき七百円

得金額四十万円迄のもの扶養親族一人につき八百円

扶養親族五人以上一人につき五百円

扶養親族四人を有し課税総所得金額四十万円迄のもの扶養親族一人につき八百円

扶養親族三人を有し課税総所得金額二十万円迄のもの扶養親族一人につき六百円

扶養親族二人を有し課税総所得金額十万円迄のもの扶養親族一人につき四百円

扶養親族一人を有し課税総所得金額五万円迄のもの扶養親族一人につき二百円

朝顔大会

(第三回)

会期 七月18・19・20日

年々好評を博している朝顔大会は今年も開催されますが、

今年は特に競輪、拍花会を行い入賞者には賞品を贈ることになつてあります。出品並に入賞の選に入るには会員の資格がなければなりませんので、この際入賞する様お奨め致します。申込先は市農務課朝顔係です。

ア予防注射お知せ

ジフテリア予防注射の第三回目を左記の日時により実施いたしますので、一回目と二回目を終つた方はお忘れなく受け下さい

五月五日

日岡校

午後、時半

東大分校

午後、時半

五月六日

日岡校

午後、時半

五月七日

春日校

午後、時半

五月十八日

中島校

午後、時半

五月十九日

神崎校

午後、時半

五月二十日

南大分校

午後、時半

五月二十一日

津留

午後、時半

五月二十二日

春日公園、市教育

午後、時半

五月二十三日

南大分校

午後、時半

五月二十四日

南大分校

午後、時半

五月二十五日

南大分校

午後、時半

五月二十六日

南大分校

午後、時半

五月二十七日

南大分校

午後、時半

五月二十八日

南大分校

午後、時半

五月二十九日

南大分校

午後、時半

五月三十日

南大分校

午後、時半

五月三十一日

南大分校

午後、時半

五月六日

南大分校

午後、時半

五月七日

南大分校

午後、時半

五月八日

南大分校

午後、時半

五月九日

南大分校

午後、時半

五月十日

南大分校

午後、時半

五月十一日

南大分校

午後、時半

五月十二日

南大分校

午後、時半

五月十三日

南大分校

午後、時半

五月十四日

南大分校

午後、時半

五月十五日

南大分校

午後、時半

五月十六日

南大分校

午後、時半

五月十七日

南大分校

午後、時半

五月十八日

南大分校

午後、時半

五月十九日

南大分校

午後、時半

五月二十日

南大分校

午後、時半

五月二十一日

南大分校

午後、時半

五月二十二日

南大分校

午後、時半

五月二十三日

南大分校

午後、時半

五月二十四日

南大分校

午後、時半

五月二十五日

南大分校

午後、時半

五月二十六日

南大分校

午後、時半

五月二十七日

南大分校

午後、時半

五月二十八日

南大分校

午後、時半

五月二十九日

南大分校

午後、時半

五月三十日

南大分校

午後、時半

五月三十一日

南大分校

午後、時半

五月六日

南大分校

午後、時半

五月七日

南大分校

午後、時半

五月八日

南大分校

午後、時半

五月九日

南大分校

午後、時半

五月十日

南大分校

午後、時半

五月十一日

南大分校

午後、時半

五月十二日

南大分校

午後、時半

五月十三日

南大分校

午後、時半

五月十四日

南大分校

午後、時半

五月十五日

南大分校

午後、時半

五月十六日

南大分校

午後、時半

五月十七日

南大分校

午後、時半

五月十八日

南大分校

午後、時半

五月十九日

南大分校

午後、時半

五月二十日

南大分校

午後、時半

五月二十一日

南大分校

午後、時半

五月二十二日

南大分校

午後、時半

五月二十三日

南大分校

午後、時半

五月二十四日

南大分校

午後、時半

五月二十五日

南大分校

午後、時半

五月二十六日

南大分校

午後、時半

五月二十七日

南大分校

<p